

○宮崎大学毒物及び劇物管理規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成17年3月23日 平成18年3月23日
平成19年3月22日 平成22年9月22日
平成23年9月22日 平成24年3月29日
平成28年3月25日

(趣旨)

第1条 宮崎大学（以下「本学」という。）における毒物及び劇物（以下「毒物等」という。）の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「毒物等」とは、法第2条に定めるものをいう。
- (2) 「部局」とは、教育学部、医学部、農学部、地域資源創成学部、工学教育研究部、学内共同教育研究施設、医学部附属病院、安全衛生保健センター及び木花キャンパス実験排水処理施設をいう。
- (3) 「部局長」とは、前号の部局の長をいう。

(毒物等の管理体制)

第3条 学長は、本学における毒物等の適正な管理について総括するものとする。

- 2 部局長は、当該部局における毒物等の適正な管理について統括するものとする。
- 3 部局長は、毒物等管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、毒物等を適正に管理及び保管させるものとする。
- 4 部局長は、管理責任者の下に毒物等使用責任者（以下「使用責任者」という。）を置き、毒物等の使用に際し適正な指導等を行わせるものとする。
- 5 管理責任者及び使用責任者の命免は、部局長が、命免簿により行うものとする。

(事故等の防止)

第4条 管理責任者は、事故防止のために毒物等の保管期間の短縮及び在庫の少量化に努めるものとする。

- 2 管理責任者は、毒物等の盗難及び紛失並びに保管設備の倒壊等の事故防止のための対策を講じるものとする。
- 3 使用責任者は、管理責任者の指示に従い、毒物等による保健衛生上の危害を防止するため、所属職員及び学生に対し、安全な取扱方法等について指導を行うものとする。

(毒物等の保管方法等)

第5条 管理責任者又は使用責任者は、毒物等の保管を次の各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 毒物等は、壁又は床に固定した施錠ができる堅固な金属製の専用保管庫（以下「保管庫」という。）に保管するものとする。
- (2) 毒物等の保管は、混合又は混触による発火を防ぐため、保管庫を別にするなど保管及び配置について配慮するものとする。
- (3) 保管庫は、使用するとき以外は常時施錠し、当該保管庫の鍵については、責任をもって管理するものとする。

(毒物等の表示)

第6条 管理責任者は、保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示するものとする。

(毒物等の受払)

第7条 部局において毒物等を保管するときは、受払簿を置くものとする。

- 2 使用責任者は、毒物等の受払の都度、品目ごとに受払数量及び使用目的を受払簿に記録し、保管及び使用状況を明らかにするものとする。

- 3 使用責任者は、定期的に保管数量と受払簿の残数量を確認するものとする。
- 4 受払簿の様式は別に定める。

(毒物等の処分)

第8条 管理責任者は、長期間保管されている毒物等で今後も使用の見込みがないものについては、所属換又は廃棄処分等の手続きを行うものとする。

- 2 前項の廃棄処分に当たっては、法及び同法施行令に基づき行うものとする。

(事故又は紛失時の措置)

第9条 管理責任者は、保管する毒物等に盗難又は紛失等の事故が発生したときは、直ちにその旨を部局長に届け出て、その指示に従うものとする。

- 2 管理責任者は、保管する毒物等の飛散、漏れ、流れ出し、しみ出し又は地下へのしみこみ等により保健衛生上の危害が生ずる恐れがあるときは、直ちに部局長に届け出るとともに、その危害を防止するための必要な応急の措置を講じるものとする。

- 3 部局長は、前2項の事故等の届け出を受けたときは、直ちに学長に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(保管状況の検査)

第10条 学長は、毒物等の保管状況の検査を、定期又は随時に行うものとする。

- 2 前項の検査を行わせるための検査員は、財務部職員をもって充てるものとし、学長が指名する。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。